

平成20年度(第79回事業年度)事業のご報告

平成20年4月 1日から
平成20年9月30日まで

株式会社 商工組合中央金庫

平成20年度事業のご報告目次

	頁
○平成20年度(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)事業報告書	1
1. 概要	1
2. 業務の実施状況	8
3. 借入金、財政融資資金等借入金、国庫補助金等	11
4. 資金供給業務としての出資・出資比率20%以上の出資先	11
5. 子会社、関連会社、関連公益法人等	11
6. 関係会社等の概況(商工中金との関係を含む)	12
7. 商工中金が対処すべき課題	12
○平成20年度財産目録	18
○第79回事業年度末(平成20年9月30日現在)貸借対照表	20
○第79回事業年度(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで) 損益計算書	28
○平成20年度剰余金処分案	30

本誌は、商工組合中央金庫法第39条ノ2、商工組合中央金庫法施行規則第27条の6及び7により作成しています。

平成20年度(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで) 事業報告書

1. 概要

※平成20年10月1日、商工組合中央金庫(転換前の法人)は株式会社商工組合中央金庫に転換いたしました。本概要は、平成20年度(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係るものとして、転換前の法人についての記載です。

【沿革】

- 昭和11年 5月 商工組合中央金庫法公布(6月施行)
- 昭和11年10月 商工組合中央金庫の設立認可
- 昭和11年11月 商工組合中央金庫の創立総会開催
- 昭和11年12月 商工組合中央金庫の設立登記完了、業務開始、本所及び札幌ほか6支所開設
- 昭和60年 5月 商工組合中央金庫法改正法公布(6月施行)
- 平成18年 6月 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)公布・施行
- 平成19年 6月 株式会社商工組合中央金庫法公布(平成20年10月1日施行)

【根拠法】

「商工組合中央金庫法」(昭和11年5月27日法律第14号)という特別の法律に基づいて、昭和11年11月、政府が中小企業の組合との共同出資によって設立した半官半民の金融機関です。

【主務大臣】

主務大臣である経済産業大臣及び財務大臣の監督の下におかれています(法第41条)。

【目的】

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑を図るため、必要な業務を営むことを目的としています(法第1条)。

【業務内容】

①融資業務

設備資金や長期運転資金をはじめ、手形割引などの短期運転資金まで、中小企業の方々が事業のために必要とする資金に対して幅広い融資を行っています。

また、中小企業の方々の多様化した資金調達ニーズに応えるべく、私募債・シンジケートローン・アセットベースレンディングや売掛債権流動化等の新しい金融手法の開発・普及にも取り組んでいます。

②預金・公金資金業務

中小企業団体（協同組合など）とその構成員（組合員）をはじめ、これらの役員の方々、公共団体、非営利法人、金融機関、債券のお取引先などから預金をお預かりしています。

③債券業務

中小企業の方々に安定した資金をご提供するため、金融債である商工債を発行して資金を調達しています。

④資金証券業務

中小企業の方々の資金調達・運用ニーズに的確に対応するため、また当金庫全体の資金調達・運用を効率的に行うことを目的として、国内外の金融市場でマーケット業務に積極的に取り組んでいます。

⑤国際業務

中小企業の事業活動を支援する総合金融機関として、外国送金、輸出入に関する業務を行うとともに、海外進出に係るご支援、海外現地法人へのご融資などあらゆる海外取引に積極的に取り組んでいます。

⑥その他

- ・ 金利、通貨等のデリバティブ取引
- ・ M&Aに関する業務
- ・ 経営情報の提供
- ・ 中金会・ユース会に対する協力
- ・ 経済調査活動 など

【定款変更】

本年度は定款変更を行いませんでした。

【資本金額及び増減】

株式会社商工組合中央金庫法附則第8条に基づく出資の払戻しにより、年度末（平成20年9月30日）の組合出資は、平成19年度末と比べて3億4,475万円減少し、1,170億5,314万円となりました。また、政府出資は、平成19年度末と同額の4,053億6,710万円でありました。以上より、年度末の資本金は、5,224億2,024万円となりました。

【所属団体】

年度間で33組合の所属がありましたが、他方、1,080組合が脱退（出資の払戻しによる443組合を含む）となりましたので、1,047組合減少し、年度末の所属団体数は24,775組合となりました。

【役員】

①役員の名、役職、任期、経歴等（平成20年9月30日現在）

氏名	役職	任期	経歴
江崎 格	理事長	平成13年6月21日 ～平成21年6月20日	昭和40年4月 平成9年7月 平成13年6月 通商産業省入省 産業政策局長 商工中金理事長
木村 幸俊	副理事長	平成20年7月1日 ～平成24年6月30日	昭和47年4月 平成17年7月 平成18年9月 平成20年7月 大蔵省入省 国税庁長官 損害保険料率算出機構副理事長 商工中金副理事長
法師人 稔	専務理事	平成14年8月31日 ～平成22年8月30日	昭和46年7月 平成13年3月 平成14年8月 平成17年3月 商工中金入庫 人事部長 理事 専務理事
伊藤 学	理事	平成15年8月31日 ～平成21年8月30日	昭和47年4月 平成14年3月 平成15年8月 商工中金入庫 総務部長 理事
安倍 保	理事	平成17年3月10日 ～平成21年3月9日	昭和49年4月 平成16年3月 平成17年3月 商工中金入庫 総合企画部長 理事
山本 和茂	理事	平成19年3月10日 ～平成21年3月9日	昭和50年4月 平成17年3月 平成19年3月 商工中金入庫 営業部長 理事
新保 昌義	理事	平成19年3月10日 ～平成21年3月9日	昭和50年4月 平成17年3月 平成19年3月 商工中金入庫 総務部長 理事
野村 清二	理事	平成20年3月10日 ～平成22年3月9日	昭和51年4月 平成17年3月 平成20年3月 商工中金入庫 総合企画部長 理事
小川 秀樹	理事	平成20年8月15日 ～平成22年8月14日	昭和52年4月 平成18年7月 平成18年10月 平成20年8月 通商産業省入省 中小企業庁次長 防衛省防衛参事官 商工中金理事
森 英雄	理事	平成20年8月31日 ～平成22年8月30日	昭和52年4月 平成19年3月 平成20年8月 商工中金入庫 総務部長 理事
白須 光美	監事	平成19年4月1日 ～平成21年3月31日	昭和46年7月 平成15年8月 平成19年4月 大蔵省入省 (財)地域総合整備財団 常務理事 商工中金監事
園田 邦一	監事	平成20年3月10日 ～平成22年3月9日	昭和51年4月 平成18年8月 平成20年3月 商工中金入庫 審査第一部長 監事
児玉 洋介	監事	平成16年4月10日 ～平成22年4月9日	平成15年5月 平成16年4月 全国中小企業団体中央会監事 商工中金監事
以上13名			

②役員の数

- ・ 理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 3 人以上及び監事 2 人以上（法第 24 条、定款第 47 条第 1 項）。
- ・ 専務理事を置くことができる（定款第 47 条第 2 項）。

③役員任期

- ・ 理事長及び副理事長の任期は 4 年、理事（専務理事を含む）及び監事の任期は 2 年（法第 26 条第 3 項）。

④役員異動

（異動日順）

役職	氏名	異動内容
監事	児玉洋介	平成 20 年 4 月 10 日 再任
副理事長	木村幸俊	平成 20 年 7 月 1 日 就任
理事	迎陽一	平成 20 年 7 月 31 日 退任
理事	小川秀樹	平成 20 年 8 月 15 日 就任
理事	荒波辰也	平成 20 年 8 月 30 日 退任
理事	福山登志彦	平成 20 年 8 月 30 日 退任
専務理事	法師人稔	平成 20 年 8 月 31 日 再任
理事	森英雄	平成 20 年 8 月 31 日 就任
理事長	江崎格	平成 20 年 9 月 30 日 退任
監事	児玉洋介	平成 20 年 9 月 30 日 退任

⑤役員給与・退職金の支給基準

(平成20年9月30日現在)

1. 給与

種類	支給基準	
報酬 (月額)	理事長	1,211,000円
	副理事長	1,103,000円
	専務理事	1,016,000円
	理事	929,000円
	監事(常勤)	766,000円
調整手当 (月額)	報酬月額×0.16	
手当 (年額)	{報酬月額+調整手当月額+報酬月額×0.25+(報酬月額+調整手当月額)×0.2}×3.35	

但し、平成18年3月31日から引き続き任にある役員については、その任期の間、以下の支給基準を適用する。

種類	支給基準	
報酬 (月額)	理事長	1,297,000円
	副理事長	1,183,000円
	専務理事	1,089,500円
	理事	996,000円
	監事(常勤)	821,000円
調整手当 (月額)	報酬月額×0.12	
手当 (年額)	{報酬月額+調整手当月額+報酬月額×0.25+(報酬月額+調整手当月額)×0.2}×3.35	

2. 退職慰労金

退職の日における報酬月額×0.125×在籍期間(月数)×業績勘案率

※ なお、業績勘案率については理事長が委嘱した外部の専門家で構成する業績評価委員会が0.0～2.0の範囲内で決定。

[従業員の状態]

	職 員 数		増 減
	平成20年9月30日現在	平成20年3月31日現在	
男子職員	3,109	3,057	+52
女子職員	1,260	1,183	+77
合 計	4,369	4,240	+129

(注1) 職員数は、嘱託、臨時雇員(平成20年9月期754人、平成20年3月期732人)を含んでいません。

(注2) 平成19年9月30日現在の職員数は4,377人(男子職員3,153人、女子職員1,224人)です。

【総代】

出資組合の中から選挙により選出された総代が、当金庫の最高意思決定機関としての総代会で経営上の重要事項の決議をしています（法第23条の規定により準用する産業組合法第38条ノ2、定款第53条）。

第20期は135組合が総代に選出されています。

【評議員】

主務大臣の認可を受け、理事長により任命された評議員（20名以内）が、業務経営に関する重要事項につき、理事長の諮問に応じています（法第27条、定款第51条）。

（評議員一覧）

（平成20年9月30日現在）

氏名	当初就任年月日	現職
長谷川 榮一	平成20年 8月29日	中小企業庁長官
川北 力	平成20年 8月29日	財務省大臣官房総括審議官
町田 勝弘	平成20年 3月 6日	農林水産省総合食料局長
山口 廣秀	平成18年 4月26日	日本銀行理事
薄井 信明	平成15年 2月17日	国民生活金融公庫総裁
安居 祥策	平成19年 1月30日	中小企業金融公庫総裁
前田 正博	平成20年 8月29日	独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長
佐伯 昭雄	平成17年 9月 9日	全国中小企業団体中央会会長
中村 利雄	平成19年12月20日	日本商工会議所専務理事
尾池 良行	平成19年 4月13日	全国卸商業団地協同組合連合会会長
村田 保	平成17年 9月 9日	全国工場団地協同組合連合会会長
庄司 橙太郎	平成16年 7月27日	全国木材協同組合連合会顧問
桑島 俊彦	平成15年 7月 8日	全国商店街振興組合連合会理事長
貝原 良治	平成19年 8月 9日	日本綿スフ織物工業組合連合会理事長
小笠原 和俊	平成17年 9月14日	愛知中央トラック事業協同組合理事長
小島 兼隆	平成19年 8月 9日	東京シティ協同組合顧問
小田 禎彦	平成14年 2月18日	和倉温泉旅館協同組合顧問
山下 雅生	平成17年 3月29日	日本ニット工業組合連合会副理事長
田中丸 善保	平成20年 5月29日	玉屋協力事業協同組合代表理事
以上 19名		

（注）任期は3年（再任を妨げない）

【店舗等】

本年度中には、店舗等の数に異同はありませんでした。なお、年度末の店舗等の数は、本店1、支店92（うち海外1）、出張所3、事務所6（うち海外2）の合計102です（住所等は14頁～17頁を参照）。

2. 業務の実施状況

〔経済・金融情勢の回顧〕

平成20年度上期のわが国経済をみると、サブプライムローン問題を震源とした米国の実体経済の停滞及び金融市場の混乱の影響が欧州やアジアに波及し、輸出の増勢が鈍化しました。原油等一次産品価格が高騰し、石油製品・食料品を中心に消費者物価が上昇したことなどから、個人消費は下振れしました。内外需の減速や素原材料価格の高騰から企業収益は圧迫され、設備投資は弱含みました。これらを受け鉱工業生産は減少基調を辿り、わが国経済は停滞が続きました。

中小企業についてみますと、景況は悪化が続き、総じて厳しさを増しました。当金庫の「中小企業月次景況観測」によると、素原材料価格の高騰を受けた仕入価格の急上昇を、販売価格に十分転嫁できないなか、売上高の増勢が内外需の減速を受け鈍化し、採算は大変厳しい状況が続きました。こうした状況から、中小企業の倒産件数は増加傾向で推移しました。

金融面につきましては、長期金利（新発10年国債利回り）は夏場にかけてインフレ懸念が意識され、1.8%台まで上昇する局面がみられましたが、その後は金融危機の深刻化に連れて景気後退懸念が強まり、1.5%前後での推移となりました。短期金融市場では9月に入り米国大手金融機関の破綻などを受けて欧米のドル資金市場で流動性がほぼ枯渇する事態に陥りました。日本市場も余波を受け、日本銀行は欧米中央銀行との政策協調などを通じ資金供給の拡大を図りました。

金融危機の深刻化、実体経済の悪化懸念から日経平均株価は9月末に11,000円台まで下落しました。円／ドル相場は夏場にかけてやや円安となりましたが、その後は反転し、105円前後で推移しました。

〔業務の実施状況〕

①貸出金

年度末の貸出金残高は、前年度末対比1,828億円減の8兆9,321億円となりました。また、業種別構成では、製造業が34.0%、卸・小売業が30.8%、サービス業ほか35.2%となっています。貸出金残高のうち信用組合等委託代理貸付については、年度末の代理店総数は148、貸付金残高は86億円となりました。

②有価証券

年度末の有価証券保有残高は、前年度末対比100億円増の1兆4,735億円となりました。

③債券

債券発行高については、利付債が1,028億円減少、割引債が986億円減少し、年度間で2,014億円減少しました。その結果、年度末の債券発行高は6兆6,205億円となりました。

債券発行高のうち、政府による引受の残高は251億円となっています。

また、利付債には、1年利付債3,462億円、3年利付債1兆6,104億円、7年利付債254億円及び10年利付債1,146億円が含まれています。

④預金

年度末の預金残高は、前年度末対比670億円増の2兆7,221億円となりました。

⑤譲渡性預金

年度末の譲渡性預金残高は、前年度末対比51億円減の47億円となりました。

⑥借入金

年度末の借入金残高は、前年度末対比11億円増の688億円となりました。

⑦証券業務

国債等のディーリングについては、年度間の売買高が0.6億円となりました。

年度末の商品有価証券保有残高は1億円となりました。

⑧外国為替

貿易取扱高は前年同期対比311百万ドル増加、貿易外取扱高は前年同期対比163百万ドル増加、資本取引は前年同期対比63百万ドル増加し、年度間の外国為替取扱高は、25億62百万ドルとなりました。

⑨内国為替

年度間の内国為替取扱高は、1兆7,235億円となりました。

⑩受託業務

貸付の受託業務については、年度末で貸付取扱件数が94,954件、貸付取扱残高が5,254億円となりました。収納の受託業務については、年度間の取扱件数が371千件、取扱金額が1,212億円となりました。

(貸付業務受託先) 中小企業金融公庫、独立行政法人 福祉医療機構、財団法人日本船舶振興会、財団法人自転車産業振興協会、国民生活金融公庫、独立行政法人 中小企業基盤整備機構、独立行政法人 雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫

(収納業務受託先) 日本銀行、地方公共団体、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、日本放送協会、電力会社9社、ガス会社33社、独立行政法人 勤労者退職金共済機構、独立行政法人 中小企業基盤整備機構

⑪私募債業務、信託契約代理業務・債権流動化業務

私募債業務については、従来より取組みを行っている担保附私募債に加えて、平成12年4月より「特定社債保証制度」に基づく信用保証協会保証付私募債、平成14年2月より当金庫保証付私募債を開始し、累計で4,215件、4,640億円の実績となりました。

信託契約代理業務については、年金信託が累計で12先、更に取引先の売掛債権流動化支援のため平成12年2月より開始した金銭債権信託に積極的に取組みました。

信託方式による取引先の売掛債権流動化実績は累計で62先2,258件、6,866億円の実績となりました。また、平成14年7月からは、中小企業の保有する売掛債権（手形）を当金庫が直接取得することにより資金提供を行う手形ファクタリングの取扱を開始し、累計で51先1,583億円の実績となりました。

⑫シンジケートローン、アセットベースレンディング

シンジケートローンについては、資金調達ニーズへの対応、地域密着型金融の推進の観点から、主幹事案件の組成並びに案件参加の双方に積極的に取り組んでおり、本年度は59件656億円の案件を組成するとともに、88件255億円の参加を行いました。また平成17年5月からは、売掛債権、在庫等、事業のライフサイクルに着目した手法としてアセットベースレンディングの取扱いを開始し、当金庫単独での資金供給と地域金融機関等と協調した取組みを合わせ累計34件45億円の実績となりました。

⑬デリバティブ業務

金利スワップやクーポンスワップ等のデリバティブ業務については、お客さまの金利や為替の変動に対する財務リスクマネジメントを支援するため積極的に取り組んでおります。本年度は金利スワップ207件、想定元本合計542億円、クーポンスワップ136件、想定元本合計1,357億円の実績となりました。

⑭収支状況

本年度は、経常収益1,054億11百万円に対して、経常費用1,097億41百万円となりましたので、経常損失は43億30百万円となりました。また、特別利益1億1百万円、特別損失2億64百万円、法人税、住民税及び事業税7億39百万円、法人税等調整額81億円を加減算しました結果、当期純利益は28億67百万円となりました。

3. 借入金、財政融資資金等借入金、国庫補助金等

(単位：百万円)

	平成20年度	平成19年度	増 減
借 入 金	68,869	67,719	1,150
日 本 銀 行	—	9,300	△9,300
保 險 会 社	40,000	40,000	—
地 方 公 共 団 体	3,914	451	3,462
そ の 他	24,955	17,967	6,987
財政融資資金	—	—	—
出 資 金	—	—	—
財政投融资特別会計投資勘定	—	—	—
利付債券引受	—	—	—
財 政 融 資 資 金	—	—	—
国庫補助金	—	—	—
一般会計	—	—	—
中小企業等災害復旧資金利子補給金	—	—	—

(注) 借入金は年度末の残高であり、財政融資資金・国庫補助金は年度間に受け入れがないことを表しています。

4. 資金供給業務としての出資・出資比率20%以上の出資先

取引先の皆さま方からの自己資本充実のニーズに応えるための構成員株式の取得(法第28条第1項第10号)につきましては、年度間で1先取得し、年度末の株式取得先数は362先、株式保有残高は171億円となりました。

なお、出資比率20%以上の先は該当ありません。

5. 子会社、関連会社、関連公益法人等

	関連公益法人
会 社 名	(財) 商工総合研究所
所 在 地	東京都江東区木場5-11-17
主 な 業 務 内 容	中小企業の金融・組織化・産業構造等に関する調査、中小企業に関する調査研究に対する助成
設 立 年 月 日	昭和61年12月26日
資本金(基本財産)	750百万円
当金庫出資(出捐)比率	92.0%
役 員	理事長 児玉 幸治 他役員10名 (うち兼任1名)
従 業 員	11名

「商工組合中央金庫法施行規則」第27条ノ6第1項第6号で定める子会社、関連会社はありません。

6. 関係会社等の概況(商工中金との関係を含む)

(財) 商工総合研究所と当金庫との関係について

わが国中小企業の健全な発展を図り、もってわが国経済の一層の発展に寄与するため、中小企業の金融、組織化等に関する調査研究、中小企業に関する調査研究に対する助成等を行うことは極めて重要であると考え、当金庫はこれらの事業を行う(財)商工総合研究所に出捐するとともに、事業推進に要する経費の一部を助成しています。

7. 商工中金が対処すべき課題

当金庫がより一層お客さまの信頼に応え、所属団体及びその構成員の皆さまの成長・発展に積極的に貢献していくためには、中小企業金融の円滑化に万全を期すとともに、経営体質の強化を図っていくことが重要であると考えています。

皆さまご承知のとおり、平成19年5月に成立した株式会社商工組合中央金庫法により、当金庫は平成20年10月に特殊会社(特別の法律に基づく株式会社)に移行し、その後おおむね5年から7年を目途として政府株式の全部が処分され、中小企業金融機能を維持するために必要な措置が講じられたうえで完全民営化されることとなりました。

平成20年10月、新体制に移行いたしました。その後の完全民営化の道筋をより確固たるものとするために、目指すべき方向として「企業理念」を制定し、その「企業理念」に当金庫の使命として以下を掲げました。

- ・ 中小企業による中小企業のための金融機関である商工中金にとって、お客さまの成長こそが私たちの成長です。
- ・ 私たちは、お客さまの立場になって長期的な視点で企業を見つめ、創業以来培ってきた中小企業経営への深い理解力と先進的な金融手法を始めとする総合金融サービス、そして、全国に展開するネットワーク力を最大限に活かし、企業のライフステージに応じたソリューションでお客さまの持続的成長を支援して参ります。
- ・ お客さまと分かち合った無数の喜びが、各地で実を結び、やがて日本の新たな力を創造していく、これこそが私たち商工中金の使命です。

この使命を実現するため、移行期の前半を対象期間(平成20年10月～平成24年3月)とする第一次中期経営計画を策定しスタートさせました。今次中期経営計画では、①中小企業の企業価値向上、②資金調達基盤の拡充、③健全な経営基盤の構築、④内部態勢整備の4つの戦略を置き、この体系の下で以下の取組みを実践して参ります。

中小企業を巡る金融・経済環境の変化に対し、長期的な取引スタンスに基づく安定的な資金供給とセーフティネット機能の発揮に取り組みます。特に、最近の金融・経済環境の悪化の影響から、資金繰りに不安を抱える中小企業も増加しており、お客さまからの相談に対しては、これまで培ってきた目利き能力を存分に発揮し、懇切・丁寧かつ迅速な対応に最大限努めて参ります。また、新たな手法や外部機関等との連携を通じた多角的な再生手法を活用することにより、企業再生に向けた取組みを一層強化いたします。

更にお客さまの経営上の課題や社会的課題への対応を目的とした総合支援策等を活用し、地方公共団体等との連携に積極的に取り組んで参ります。

加えて、株式会社化を機に新たに措置された事業承継貸付や海外現地法人に対する直接保証等にかかわる機能を最大限に活用し、お客さまのニーズに即したより高度な提案ができるよう、取り組んで参ります。

また、「資金調達基盤の拡充」「健全な経営基盤の構築」に引き続き積極的に取り組むほか、これまで以上に顧客満足度を高め、社会や顧客の信頼をより強固なものにしていくため、コンプライアンスの徹底等、「内部管理態勢整備」の高度化へ不断に取り組んで参ります。

こうした取り組みを着実に進めていくことが、中小企業の持続的成長を通じた企業価値向上に繋がるとともに、当金庫自らの価値向上をもたらすものと考えております。

(店舗等一覧)

(平成20年9月30日現在)

	〒	住 所	電話番号
本 店	104-0028	中央区八重洲2-10-17	03 (3272) 6111
札 幌	060-0042	札幌市中央区大通西4-1	011 (241) 7231
函 館	040-0063	函館市若松町3-6	0138 (23) 5621
帯 広	080-0013	帯広市西三条南6-20-1	0155 (23) 3185
釧路事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1	0154 (42) 0671
旭 川	070-0035	旭川市五条通9-1703-81	0166 (26) 2181
青 森	030-0823	青森市橋本1-4-5	017 (734) 5411
八 戸	031-0086	八戸市大字八日町40-2	0178 (45) 8811
盛 岡	020-0021	盛岡市中央通3-4-6	019 (622) 4185
仙 台	980-0021	仙台市青葉区中央2-10-30	022 (225) 7411
秋 田	010-0001	秋田市中通2-4-19	018 (833) 8531
山 形	990-0038	山形市幸町2-1	023 (632) 2111
酒 田	998-0044	酒田市中町2-6-22	0234 (24) 3922
福 島	960-8031	福島市栄町8-1	024 (522) 2171
会津若松事務所	965-0816	会津若松市南千石町6-5	0242 (26) 2617
水 戸	310-0021	水戸市南町3-5-7	029 (225) 5151
宇 都 宮	320-0861	宇都宮市西1-1-15	028 (633) 8191
足 利	326-0814	足利市通2-2751	0284 (21) 7131
前 橋	371-0026	前橋市大手町2-6-17	027 (224) 8151
さいたま	330-0064	さいたま市浦和区岸町4-25-13	048 (822) 5151
熊 谷	360-0042	熊谷市本町2-95	048 (525) 3751
千 葉	260-0028	千葉市中央区新町3-13	043 (248) 2345
松 戸	271-0092	松戸市松戸1846-2	047 (365) 4111
新 木 場	136-0082	江東区新木場1-18-6	03 (5569) 1711
神 田	101-0045	千代田区神田鍛冶町3-3-12	03 (3254) 6811
渋 谷	150-0002	渋谷区渋谷2-17-5	03 (3486) 6511
八 王 子	192-0081	八王子市横山町2-5	042 (646) 3131
上 野	110-0005	台東区上野1-10-12	03 (3834) 0111
大 森	143-0016	大田区大森北1-1-10	03 (3763) 1251
京浜島出張所	143-0003	大田区京浜島2-10-2	03 (3799) 0331
押 上	130-0002	墨田区業平3-10-8	03 (3624) 1161
浦安出張所	279-0025	浦安市鉄鋼通り2-1-6	047 (355) 8011
新 宿	160-0023	新宿区西新宿1-22-2	03 (3340) 1551

	〒	住 所	電話番号
深 川	135-0042	江東区木場 5-1-1-17	03 (3642) 7131
東 京	105-0012	港区芝大門 2-1-2-18	03 (3437) 1231
池 袋	171-0022	豊島区南池袋 1-2-1-10	03 (3988) 6311
横 浜	231-0003	横浜市中区北仲通 4-4-0	045 (201) 3952
川 崎	210-0007	川崎市川崎区駅前本町 26-4	044 (244) 1101
横浜西口	220-0004	横浜市西区北幸 1-1-1-1	045 (314) 3211
新 潟	951-8061	新潟市中央区西堀通四番町 816-10	025 (228) 2181
長 岡	940-0061	長岡市城内町 1-2-1-0	0258 (35) 2121
甲 府	400-0032	甲府市中央 1-6-1-6	055 (233) 1161
長 野	380-0814	長野市西鶴賀町 1483-11	026 (234) 0145
松 本	390-0811	松本市中央 1-2-3-1	0263 (35) 6211
諏 訪	392-0026	諏訪市大手 1-1-4-6	0266 (52) 6600
岐 阜	500-8828	岐阜市若宮町 9-1-6	058 (263) 9191
高山事務所	506-0025	高山市天満町 5-1	0577 (32) 3353
静 岡	420-0853	静岡市葵区追手町 6-3	054 (254) 4131
浜 松	430-0917	浜松市中区常盤町 133-1	053 (454) 1521
沼 津	410-0832	沼津市御幸町 17-5	055 (931) 2924
熱 田	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭 2-2-33	052 (682) 3111
名 古 屋	460-0003	名古屋市中区錦 3-2-3-18	052 (951) 7581
豊 橋	440-0897	豊橋市松葉町 3-7-1-2	0532 (52) 0221
津	514-0032	津市中央 6-3-0	059 (228) 4155
四 日 市	510-0074	四日市市鵜の森 1-3-2-0	059 (351) 4871
富 山	930-0083	富山市総曲輪 3-1-2-1	076 (421) 4126
高 岡	933-0021	高岡市下関町 2-1-0	0766 (25) 5431
金 沢	920-0964	金沢市本多町 3-1-2-5	076 (221) 6141
福 井	910-0005	福井市大手 3-1-4-9	0776 (23) 2090
大 津	520-0047	大津市浜大津 1-2-2-2	077 (522) 6791
彦 根	522-0073	彦根市旭町 9-3	0749 (24) 3831
京 都	604-0953	京都市中京区富小路通御池上ル守山町156-3	075 (221) 3181
大 阪	550-0011	大阪市西区阿波座 1-7-1-3	06 (6532) 0309
堺	590-0972	堺市堺区竜神橋町 2-1-2	072 (232) 9441
梅 田	530-0012	大阪市北区芝田 2-1-1-8	06 (6372) 6551
船 場	542-0081	大阪市中央区南船場 1-1-8-17	06 (6261) 8431
箕面船場	562-0035	箕面市船場東 2-5-4-7	072 (729) 9181
東 大 阪	577-0013	東大阪市長田中 2-1-3-2	06 (6746) 1221

	〒	住 所	電話番号
神 戸	650-0032	神戸市中央区伊藤町1 1 1	0 7 8 (3 9 1) 7 5 4 1
姫 路	670-0015	姫路市総社本町1 1 1	0 7 9 (2 2 3) 8 4 3 1
尼 崎	660-0892	尼崎市東難波町5 - 1 9 - 8	0 6 (6 4 8 1) 7 5 0 1
奈 良	630-8227	奈良市林小路町8 - 1	0 7 4 2 (2 6) 1 2 2 1
和 歌 山	640-8033	和歌山市本町3 - 2 7	0 7 3 (4 3 2) 1 2 8 1
鳥 取	680-0023	鳥取市片原2 - 2 1 8	0 8 5 7 (2 2) 3 1 7 1
米 子	683-0067	米子市東町1 6 8	0 8 5 9 (3 4) 2 7 1 1
松 江	690-0887	松江市殿町2 1 0	0 8 5 2 (2 3) 3 1 3 1
浜田事務所	697-0027	浜田市殿町1 2 4 - 2	0 8 5 5 (2 3) 3 0 3 3
岡 山	700-0818	岡山市蕃山町4 - 1	0 8 6 (2 2 5) 1 1 3 1
広 島	730-0051	広島市中区大手町2 - 1 - 2	0 8 2 (2 4 8) 1 1 5 1
広島西部	733-0833	広島市西区商工センター1 - 1 4 - 1	0 8 2 (2 7 7) 5 4 2 1
福 山	720-0814	福山市光南町1 - 1 - 3 0	0 8 4 (9 2 2) 6 8 3 0
下 関	750-0016	下関市細江町1 - 1 - 1 3	0 8 3 (2 2 3) 1 1 5 1
徳 山	745-0034	周南市御幸通1 - 1 0	0 8 3 4 (2 1) 4 1 4 1
徳 島	770-0901	徳島市西船場町2 - 3 0	0 8 8 (6 2 3) 0 1 0 1
高 松	760-0052	高松市瓦町1 - 3 - 8	0 8 7 (8 2 1) 6 1 4 5
松 山	790-0001	松山市一番町2 - 6 - 4	0 8 9 (9 2 1) 9 1 5 1
高 知	780-0870	高知市本町4 - 2 - 4 6	0 8 8 (8 2 2) 4 4 8 1
福 岡	810-0001	福岡市中央区天神1 - 1 3 - 2 1	0 9 2 (7 1 2) 6 5 5 1
福岡流通外出張所	813-0034	福岡市東区多の津1 - 7 - 1	0 9 2 (6 2 2) 2 8 2 1
久 留 米	830-0032	久留米市東町4 2 - 2 1	0 9 4 2 (3 5) 3 3 8 1
北 九 州	802-0003	北九州市小倉北区米町2 - 1 - 2	0 9 3 (5 3 3) 9 5 6 7
佐 賀	840-0815	佐賀市天神1 - 1 - 2 4	0 9 5 2 (2 3) 8 1 2 1
長 崎	850-0841	長崎市銅座町2 - 1 3	0 9 5 (8 2 3) 6 2 4 1
佐 世 保	857-0053	佐世保市常盤町4 - 2 1	0 9 5 6 (2 3) 8 1 4 1
熊 本	860-0846	熊本市城東町2 - 2 3	0 9 6 (3 5 2) 6 1 8 4
大 分	870-0034	大分市都町2 - 1 - 6	0 9 7 (5 3 4) 4 1 5 7
宮 崎	880-0812	宮崎市高千穂通1 - 7 - 3 8	0 9 8 5 (2 4) 1 7 1 1
鹿 児 島	892-0847	鹿児島市西千石町1 7 - 2 4	0 9 9 (2 2 3) 4 1 0 1
那 覇	900-0015	那覇市久茂地2 - 2 2 - 1 0	0 9 8 (8 6 6) 0 1 9 6

	住 所	電話番号
ニューヨーク	666Fifth Avenue, 14th Floor, New York, N. Y. 10103 U. S. A.	1 2 1 2 (5 8 1) 2 8 0 0
香港駐在員事務所	Suite 4004, Two Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong	8 5 2 (2 5 2 4) 5 1 1 1
上海駐在員事務所	上海市延安西路2201号 上海国際貿易中心大厦1706室	8 6 2 1 (6 2 7 5) 3 8 6 0

平成20年度財産目録

(第79回事業年度)

平成20年9月30日現在

資産の部

(単位：百万円)

科 目	摘 要	金 額
貸 出 金		8,932,141
証 書 貸 付	証書 163,123通	6,286,145
手 形 貸 付	手形 19,714通	748,338
当 座 貸 越	22,281口	1,426,741
割 引 手 形	手形 180,487通	470,916
外 国 為 替		8,015
買 入 外 国 為 替	108口	1,154
取 立 外 国 為 替	543口	2,599
外 国 他 店 預 け	38口	4,261
有 価 証 券		1,473,510
国 債	額面 916,560百万円	920,683
地 方 債	額面 53,787百万円	54,003
社 債	額面 427,794百万円	428,859
株 式	株数 34,772千株	22,543
そ の 他 の 証 券	額面 53,596百万円	47,420
特 定 取 引 資 産		11,962
商 品 有 価 証 券		154
特 定 金 融 派 生 商 品		11,808
買 入 金 銭 債 権	387口	36,361
コ ー ル ロ ー ン	15口	3,733
現 金 預 け 金		69,566
現 金		29,188
預 け 金	233箇所	40,377
そ の 他 資 産		30,919
未 決 済 為 替 貸	4口	10
前 払 費 用		10
未 収 収 益		6,797
金 融 派 生 商 品		1,048
そ の 他 の 資 産		23,052
有 形 固 定 資 産		44,087
建 物	220,928平方メートル	16,152
土 地	97,697平方メートル	24,303
リ ー ス 資 産		2,575
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	車輛 48台	1,056
	什器 10,488個	
無 形 固 定 資 産		6,578
ソ フ ト ウ ェ ア		5,272
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	6,692口	1,306
繰 延 税 金 資 産		78,526
支 払 承 諾 見 返		74,317
支 払 承 諾 見 返	2,036口	70,845
代 理 貸 付 保 証 見 返	297口	3,471
貸 倒 引 当 金		△231,613
合 計		10,538,108

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

負債の部

(単位：百万円)

科 目	摘 要	金 額
債 券 行 高	498口	6,620,506
預 金		2,722,127
定期預金	275,345口	1,472,929
通知預金	1,848口	49,256
普通預金	361,504口	631,214
当座預金	31,100口	436,445
公金預金	701口	63,243
その他の預金	219,818口	69,037
譲渡性預金	4口	4,764
借 用 金		68,869
借入金	357口	68,869
特定取引負債		6,925
特定金融派生商品		6,925
債券貸借取引受入担保金	2口	4,298
コールマネー	7口	35,242
外 国 為 替		204
売渡外国為替	11口	52
外国他店借	4口	151
その他の負債		282,672
未決済為替借	72口	1
未払費用		21,380
未払法人税等		752
前受取り益		17,617
従業員預り金		7,778
金融派生商品		838
リース債務		2,589
未払債券元金		228,600
その他の負債		3,113
賞 与 引 当 金		4,430
退職給付引当金		19,999
睡眠債券等払戻損失引当金		3,678
支 払 承 諾		74,317
支払承諾	2,036口	70,845
代理貸付保証	297口	3,471
合 計		9,848,035
差引純財産額		690,073

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第79回事業年度末(平成20年9月30日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸出金	8,932,141	債券発行高	6,620,506
証券貸付	6,286,145	債券発行高	6,620,506
手形貸付	748,338	預金	2,722,127
当座貸付	1,426,741	定期預金	1,472,929
割引手形	470,916	通知預金	49,256
外国為替	8,015	普通預金	631,214
買入外国為替	1,154	当座預金	436,445
取立外国為替	2,599	公金預金	63,243
外国他店預け	4,261	その他の預金	69,037
有価証券	1,473,510	譲渡性預金	4,764
国債	920,683	借入金	68,869
地方債	54,003	借入金	68,869
株式	428,859	特定取引負債	6,925
その他の証券	47,420	特定金融派生商品	6,925
特定取引資産	11,962	債券貸借取引受入担保金	4,298
商品有価証券	154	コールマネー	35,242
特定金融派生商品	11,808	外国為替	204
買入金銭債権	36,361	売渡外国為替	52
コールローン	3,733	外国他店借	151
現金預け金	69,566	その他負債	282,672
現金	29,188	未決済為替借	1
預け金	40,377	未払費用	21,380
その他資産	30,919	未払法人税等	752
未決済為替貸	10	前受収益	17,617
前払費用	10	従業員預り金	7,778
未収収益	6,797	金融派生商品	838
金融派生商品	1,048	リース債	2,589
その他の資産	23,052	未払債券元金	228,600
有形固定資産	44,087	その他の負債	3,113
建物	16,152	賞与引当金	4,430
土地	24,303	退職給付引当金	19,999
リース資産	2,575	睡眠債券等払戻損失引当金	3,678
その他の有形固定資産	1,056	支払承諾	74,317
無形固定資産	6,578	支払承諾	70,845
ソフトウェア	5,272	代理貸付保証	3,471
その他の無形固定資産	1,306	負債の部合計	9,848,035
繰延税金資産	78,526	(純資産の部)	
支払承諾見返	74,317	資本金	522,420
支払承諾見返	70,845	政府出資金	405,367
代理貸付保証見返	3,471	組合出資金	117,053
貸倒引当金	△231,613	利益剰余金	168,657
		利益準備金	32,410
		その他利益剰余金	136,247
		任意積立金	129,269
		特別積立金	129,269
		当期末処分利益	6,977
		出資者勘定合計	691,077
		その他有価証券評価差額金	△1,530
		繰延ヘッジ損益	525
		評価・換算差額等合計	△1,004
		純資産の部合計	690,073
資産の部合計	10,538,108	負債及び純資産の部合計	10,538,108

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
- 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については期末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法を採用しております。
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用しております。
- なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年度末日における未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。
- これにより、従来の方法に比べ「有形固定資産」中のリース資産は2,575百万円、「その他負債」中のリース債務は2,589百万円増加しております。なお、損益に与える影響は軽微であります。
8. 債券繰延資産の処理方法
- 債券発行費用は、支出時に全額費用として処理しております。
9. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

11. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)
にて、発生の翌期から定額法により損益処理

13. 睡眠債券等払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、睡眠債券等払戻損失引当金として計上しております。
14. 当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したヘッジ手段の平均残存期間に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。
15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。
- なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
17. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
18. 有形固定資産の減価償却累計額 55,225百万円
19. 有形固定資産の圧縮記帳額 18,596百万円
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は103,476百万円、延滞債権額は230,770百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,452百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は96,183百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は444,883百万円であります。
- なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は472,070百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 256,000百万円

担保資産に対応する債務

預金 8,107百万円

借入金 6,524百万円

債券貸借取引受入担保金 4,298百万円

上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券209,774百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金・敷金等は、3,328百万円であります。

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 41,000百万円が含まれております。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は261,258百万円であります。

28. 1口当たりの純資産額132円9銭

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下32.まで同様であります。

売買目的有価証券（平成20年9月30日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	154	△0

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	212,058	212,581	523	724	201
社債	7,858	7,820	△37	—	37
その他	4,146	4,098	△47	—	47
合計	224,062	224,501	438	724	286

(注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	12,782	15,326	2,543	3,571	1,027
債券	919,610	919,912	301	810	508
国債	708,222	708,625	403	548	145
地方債	54,044	54,003	△41	45	87
社債	157,343	157,283	△59	216	275
その他	47,361	41,940	△5,421	14	5,436
合計	979,754	977,178	△2,575	4,396	6,972

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については当期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当期末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

30. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	321,228	1,702	7,332

31. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内容	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	7,217
債券	263,718
その他の証券	18,444

32. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年9月30日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	582,674	814,699	6,173	—
国債	505,545	415,137	—	—
地方債	8,083	45,920	—	—
社債	69,045	353,641	6,173	—
その他	24,132	14,287	15,802	8,973
合計	606,806	828,987	21,975	8,973

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、793,957百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が752,047百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	70,365百万円
退職給与引当金	6,280
その他	10,787
繰延税金資産小計	<u>87,433</u>
評価性引当額	<u>△ 8,547</u>
繰延税金資産合計	78,885
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	<u>359</u>
繰延税金負債合計	359
繰延税金資産の純額	78,526百万円

35. 当期の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前期における40.40%から40.60%に変更しております。

この法定実効税率の変更により、当期の「繰延税金資産」は385百万円増加し、「法人税等調整額」は同額減少しております。

第79回事業年度

〔平成20年4月 1日から
平成20年9月30日まで〕

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収入	94,407	105,411
貸出証券	84,426	
買入証券	8,155	
預金の利息	3	
その他の収入	194	
引当金の受取	169	
引当金の受取	1,458	
引当金の受取	5,088	
引当金の受取	855	
引当金の受取	4,232	
引当金の受取	2,333	
引当金の受取	0	
引当金の受取	2,333	
引当金の受取	2,221	
引当金の受取	528	
引当金の受取	1,693	
引当金の受取	1,359	
引当金の受取	9	
引当金の受取	1,349	
経常費用	34,094	109,741
債権償還	28,022	
債権償還	5,069	
債権償還	92	
債権償還	503	
債権償還	80	
債権償還	246	
債権償還	35	
債権償還	1	
債権償還	42	
債権償還	309	
債権償還	187	
債権償還	121	
債権償還	2	
債権償還	2	
債権償還	7,800	
債権償還	46	
債権償還	7,328	
債権償還	228	
債権償還	196	
債権償還	37,523	
債権償還	30,010	
債権償還	28,301	
債権償還	8	
債権償還	4	
債権償還	496	
債権償還	1,199	
特別損失		4,330
固定資産の売却	2	101
固定資産の売却	99	
特別損益		264
引当金の受取	264	
税引前当期純利益		4,493
法人税、住民税等		739
当期繰越利益		△8,100
当期繰越利益		2,867
当期繰越利益		4,110
当期繰越利益		6,977

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1口当たり当期純利益金額 54銭
 3. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

平成20年度剰余金処分

(第79回事業年度)

平成20年4月 1日から

平成20年9月30日まで

(単位：円)

当期末処分利益	6,977,735,181
これを次の通り処分する。	
利益処分数額	2,460,968,500
利益準備金	300,000,000
特別積立金	400,000,000
組合出資配当金(年3分の割)	1,760,968,500
次期繰越利益	4,516,766,681

前記の通りであります。

平成20年12月16日

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役社長	関	哲	夫
代表取締役副社長	杉	山	秀二
代表取締役副社長	木	村	幸俊
代表取締役専務	法	師	人稔
取締役常務執行役員	伊	藤	学
取締役常務執行役員	安	倍	保
取締役常務執行役員	山	本	和茂
取締役常務執行役員	新	保	昌義
取締役常務執行役員	野	村	清二
取締役常務執行役員	小	川	秀樹
取締役常務執行役員	森	英	雄
取締役	山	口	信夫

平成20年度（第79回事業年度）

商工組合中央金庫法第39条ノ2第3項に定める意見書

株式会社 商工組合中央金庫

商工組合中央金庫法第39条ノ2第3項に定める意見書

平成20年11月17日

株式会社商工組合中央金庫

代表取締役社長 関 哲夫 殿

株式会社商工組合中央金庫 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 白須光美 ㊟

常勤監査役 園田邦一 ㊟

非常勤監査役 大橋 清 ㊟

非常勤監査役（社外監査役） 多比良誠 ㊟

私たち監査役は、平成20年度（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）における商工組合中央金庫の業務を監査いたしました。その結果につき、当監査役会は、監査役全員の一致した意見として、株式会社商工組合中央金庫法附則第36条の規定に基づき、商工組合中央金庫法第39条ノ2第3項に定める意見書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監査役会及び各監査役（転換前の監事を含む。）は、取締役会（転換前の理事会を含む。）その他重要な会議に出席するほか、業務執行状況に関する報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所及び主要な従たる事務所において業務及び財産の状況を調査し、また監査法人から報告及び説明を受け、計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告書並びに附属明細書のうち会計に関する部分については、監査法人の監査の方法及び結果も踏まえ検討した結果、金庫の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 財産目録及び事業報告書並びに附属明細書のうち会計に関する部分以外についても、法令及び定款に従い、金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 取締役（転換前の理事長、副理事長及び理事を含む。）の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 剰余金処分案は、金庫の財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。

以上

平成20年度（第79回事業年度）

独立監査人の監査報告書

株式会社 商工組合中央金庫

独立監査人の監査報告書

平成20年11月13日

株式会社商工組合中央金庫
(旧名称 商工組合中央金庫)
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大 木 一 昭 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小 林 尚 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、貴社の委嘱に基づき、株式会社商工組合中央金庫（旧名称 商工組合中央金庫）の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの第79回事業年度の計算書類、すなわち、財産目録（会計に関する部分に限る。）、貸借対照表、損益計算書、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び剰余金処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及び附属明細書（財産目録、事業報告書及び附属明細書は会計に関する部分に限る。）が、商工組合中央金庫法及び商工組合中央金庫法施行規則に準拠して、当該計算書類及び附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上